議案第46号

総社市営住宅条例の一部改正について

総社市営住宅条例(平成17年総社市条例第205号)の一部を次のとおり 改正する。

令和5年8月24日提出

総社市長 片 岡 聡 一

提案理由

総社市営井手住宅13戸及び天原住宅14戸を除却することに伴い, 管理戸数を改める必要があるため,関係条文の整備を行おうとするもの である。

総社市条例第 号

総社市営住宅条例の一部を改正する条例

総社市営住宅条例(平成17年総社市条例第205号)の一部を次のように改正する。 次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分を削る。

	改 正 後				改 正 前	
	次のとおり市営住宅を設置する。	百数	第		次のとおり市営住宅を設置する。	〒 数
名 称 市成住宅	<u>位</u> 置 略	戸 数		名称 市成住宅	位 置 略	戸数
	総社市中央二丁目 12 番 3 号	6			総社市中央二丁目 12 番 3 号	6
				井手住宅	総社市井手 989 番地 2	13
				天原住宅	総社市井手 935 番地 1	14
略	•			略		

附 則

この条例は、公布の日から施行する。